

明治大学史資料センター規程

2002年11月18日制定

2002年度規程第10号

(設置)

第1条 学校法人明治大学（以下「本法人」という。）に、明治大学史資料センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、本法人の歴史（以下「校史」という。）に関する調査、研究並びに校史に係る資料（以下「資料」という。）の収集、保存及び公開を行い、もって本学の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 校史の調査及び研究
- (2) 校史の編纂
- (3) 資料の収集、整理及び保存
- (4) 資料の展示
- (5) 展示場の管理・運営
- (6) 校史に関する情報の提供等
- (7) 出版物等の編集・刊行
- (8) 講演会等の実施
- (9) その他必要な事業

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 第8条第1項第3号に定める運営委員
- (4) 第8条の2に定める研究調査員
- (5) 学術・社会連携部博物館事務長及び事務職員

2 前項に掲げる者のほか、センターは、事業計画の実施上必要があるときは、囑託を置くことができる。

(所長)

第5条 所長は、センターの業務を総括し、センターを代表する。

2 所長は、専任教員である運営委員の中から、運営委員会が理事長に推薦

し、理事会において任命する。

3 所長の任期は、2年とする。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 所長は、再任されることができる。

(副所長)

第6条 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。

2 副所長は、所長が理事長に推薦し、理事会において任命する。

3 前条第3項及び第4項の規定は、副所長の任期及び再任について準用する。

(運営委員会)

第7条 センターに、次に掲げる事項について審議するため、運営委員会を置く。

- (1) センターの事業計画に関する重要事項
- (2) センターの管理・運営に関する重要事項
- (3) 校史の調査及び研究に関する事項
- (4) その他運営委員会が必要と認めた事項

(運営委員)

第8条 運営委員会は、次に掲げる運営委員をもって構成する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 校史に関して専門知識を有する専任教職員の中から、運営委員会の推薦に基づき、理事長が理事会の同意を得て委嘱する者若干名
- (4) 学術・社会連携部長及び総務部長
- (5) 学術・社会連携部博物館事務長及び総務部総務課長

2 運営委員の任期は、職務上運営委員となる者を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究調査員)

第8条の2 センターに、研究調査員若干名を置くことができる。

2 研究調査員は、本学教職員の中から、所長が運営委員会の同意を得て委嘱する。

3 前項の規定にかかわらず、運営委員又は研究調査員が退職する場合であつて、当該者に継続して校史の研究を行わせることが適切であると所長が認めるときは、退職後も引き続き研究調査員として委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第9条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には所長を、副委員長には副所長をもって充てる。
- 3 委員長は、運営委員会の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第10条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 理事長は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 運営委員会は、必要に応じて、運営委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、学術・社会連携部博物館事務室が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程を改廃するときは、運営委員会の議を経て、理事会が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て定める。

附 則 (2002年度規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(例規の廃止)

- 2 明治大学史料委員会設置要綱(1994年度例規第11号。以下「要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、この規程の施行後に最初に所長となる者については、要綱第3条の規定による委員である者の中から、総長の推薦により理事会が決定する。
- 4 この規程の施行の際、現に要綱第3条の規定による委員である者については、この規程による最初の運営委員になるものとする。

(通達第1185号)

附 則（２００３年度規程第２２号）

この規程は、２００４年（平成１６年）４月１日から施行する。

（通達第１２５５号）（注 センターに研究調査員を置くことができるようにするための改正）

附 則（２００５年度規程第１６号）

この規程は、２００６年（平成１８年）２月２日から施行し、改正後の明治大学史資料センター規程の規定は、２００５年（平成１７年）４月１日から適用する。

（通達第１４１７号）（注 規定中「総長」を「理事長」に変更することに伴う改正）

附 則（２００７年度規程第３９号）

この規程は、２００７年（平成１９年）１１月８日から施行する。

（通達第１６０３号）（注 事務機構改革によるセンターの構成員、運営委員会委員の事務管理職名及び事務部署名の変更に伴う改正）

附 則（２００８年度規程第４１号）

この規程は、２００８年（平成２０年）１２月４日から施行し、改正後の規定は、同年９月１６日から適用する。

（通達第１７５７号）（注 事務機構第一次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（２０１０年度規程第２号）

この規程は、２０１０年（平成２２年）５月１３日から施行する。

（通達第１９０６号）（注 退職する運営委員又は研究調査員に対し引き続き研究調査員として委嘱できるようにするための改正）

附 則（２０１８年度規程第３７号）

この規程は、２０１９年４月１日から施行する。

（通達第２６２０号）（注 所管部署の変更に伴う改正）